

建築主・建築士・工事施工者の皆様へ

令和4年4月1日より

建築工事届・ 建築物除却届の 様式が変更になります！

様式の変更に伴い、項目の順序や記載の方法などが変わります。
新しい様式は各特定行政庁ホームページ等から配布しておりますので、新様式での提出をお願いいたします。

様式の配布・提出方法は各特定行政庁によって異なりますので、
特定行政庁にお問い合わせください。

<様式変更のイメージ>

記載形式の変更

順序の変更

旧様式

新様式

(第二面)

【1. 建築主】

【イ. 種別】(1)国 (2)都道府県 (3)市区町村 (4)会社 (5)会社でない団体 (6)個人

【ロ. 業種】(1)農林水産業 (2)鉱業、採石業、砂利採取業、建設業 (3)製造業 (4)電気・ガス・熱供給・水道業 (5)情報通信業 (6)運輸業 (7)卸売業、小売業 (8)金融業、保険業 (9)不動産業 (10)宿泊業、飲食サービス業 (11)医療、福祉 (12)教育、学習支援業 (13)その他のサービス業 (14)国家公務、地方公務 (15)他に分類されないもの

【ハ. 資本の額又は出資の総額】 百万円

【2. 敷地の位置】

【イ. 地名地番】

【ロ. 都市計画】(1)市街化区域 (2)市街化調整区域 (3)区域区分非設定都市計画区域
準都市計画区域 (5)都市計画区域及び準都市計画区域外

【3. 工事予定期間】

年 月 日から
年 月 日まで
年 月間

(第二面)

【1. 着工及び工事完了の予定期日】

【イ. 着工予定期日】 年 月 日

【ロ. 工事完了予定期日】 年 月 日

【2. 建築主】

【イ. 建築主の種別】☐ (1)国 ☐ (2)都道府県 ☐ (3)市区町村
☐ (4)会社 ☐ (5)会社でない団体 ☐ (6)個人

【ロ. 資本の額又は出資の総額】☐ (1)1,000万円以下 ☐ (2)1,000万円超～3,000万円以下
☐ (3)3,000万円超～1億円以下
☐ (4)1億円超～10億円以下 ☐ (5)10億円超

【3. 敷地の位置】

【イ. 地名地番】

【ロ. 都市計画】☐ (1)市街化区域 ☐ (2)市街化調整区域
☐ (3)区域区分非設定都市計画区域 ☐ (4)準都市計画区域
☐ (5)都市計画区域及び準都市計画区域外

建築基準法第15条により、建築物を建築しようとする場合は「**建築工事届**」を、建築物を除却しようとする場合は「**建築物除却届**」を、それぞれ建築主事に提出しなければなりません。
(当該建築物又は当該工事にかかる部分の床面積の合計が10㎡以内である場合においては、この限りではありません。)

※様式の配布・提出方法は各特定行政庁によって異なります。

様式ダウンロード

特定行政庁ホームページ等から様式(Excel形式)をダウンロードします。

必要事項記入

ダウンロードした様式(Excel形式)に必要な事項を記入し、建築工事届・建築物除却届を作成します。

電子データでの提出が便利でスムーズ!!

提出

作成した様式(Excel形式)を建築主事に提出します。

皆様からの届出から得られたデータは、国や地方公共団体の施策の基礎資料となるばかりでなく、業界団体、金融機関、各種研究機関等においても動態分析等に広く利用されています。データの一部は「建築着工統計調査」等として、e-Stat(政府統計の総合窓口)にて公開されています。



様式が変わったら、記入すべき事項が増えるの？

いいえ、増えることはありません。様式変更により、項目の順番が入れ替わるほか、一部の項目について記入が不要になります。

(令和4年4月1日から記入が不要になる項目)

- ・ 建築主の業種(建築工事届)
- ・ 新築工事以外の場合の階数(建築工事届)
- ・ 住宅の利用関係(建築物除却届)

また、建築工事届における建築主の資本の額又は出資の総額は、具体的な金額の記入が必要でしたが、様式変更により選択する形式に変わります。



何のために様式を変えるの？

届出の作成・提出及びその処理をより効率的に行うためです。
皆様におかれましては、電子データでの提出へのご協力をお願いいたします。

問い合わせは以下の特定行政庁まで

様式ファイルの入力方法、不具合などについては、各特定行政庁にお問い合わせください。

